

# 平成 29 年第 2 回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

平成 29 年 6 月 6 日 (火曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 14 時 05 分

### 議事日程

開会 平成 29 年 6 月 6 日 (火) 午前 9 時 00 分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長施政方針演説

日程第 4 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて (阿武町  
税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて (阿武町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 議案第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて (阿武町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 7 議案第 4 号 阿武町課設置条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 5 号 阿武町副町長定数条例

- 日程第 9 議案第 6 号 阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 7 号 阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 29 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 29 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 16 委員会付託
- 日程第 17 議案第 5 号 阿武町副町長定数条例

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

|     |   |   |   |     |
|-----|---|---|---|-----|
| 1 番 | 長 | 嶺 | 吉 | 家   |
| 2 番 | 小 | 田 | 高 | 正   |
| 3 番 | 白 | 松 | 博 | 之   |
| 4 番 | 中 | 野 | 祥 | 太 郎 |
| 5 番 | 西 | 村 | 良 | 子   |
| 6 番 | 田 | 中 | 敏 | 雄   |
| 7 番 | 小 | 田 | 達 | 雄   |
| 8 番 | 末 | 若 | 憲 | 二   |

欠席議員

なし

## 説明のため出席したもの

|           |   |   |   |    |
|-----------|---|---|---|----|
| 町長        | 花 | 田 | 憲 | 彦  |
| 教育長       | 小 | 田 | 武 | 之  |
| 総務課長      | 中 | 野 | 貴 | 夫  |
| 民生課長      | 梅 | 田 |   | 晃  |
| 住民課長      | 工 | 藤 | 茂 | 篤  |
| 経済課長      | 野 | 原 |   | 淳  |
| 施設課長      | 田 | 中 | 達 | 治  |
| 教育委員会事務局長 | 金 | 田 | 浩 | 祐  |
| 会計管理者     | 三 | 好 | 由 | 美子 |
| 福賀支所長     | 小 | 野 | 裕 | 史  |
| 宇田郷支所長    | 近 | 藤 |   | 進  |

欠席参与           なし

## 事務局職員出席者

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 藤 | 田 | 康 | 志 |
| 議会書記   | 茂 | 刈 | 立 | 也 |

開会 午前 9 時 00 分

## 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。  
おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今年も、早 6 月の声を聞くこととなりました。昨日は二十四節季の一つであります芒種であり、雑穀の種まきをする時期・田植えの時期に入る・梅雨めいてくる、と言われておりますが、福賀地区においては既に、田植えも済み、田んぼがみどりの絨毯のように見えます。一昨日の 4 日には、泥落としを兼ねた福賀地区の町民運動会も開催されたところです。

一方、海岸部の奈古、宇田郷地区は、もう少しで田植えが終わろうとしていますが、ところによっては、水不足が懸念されているところもあるやに、聞いています。今夜から雨が降り、そのまま梅雨入りするのではと予報されていますが、今年の梅雨は災害など発生せず豊穰の秋を期待するところです。

国政では、北朝鮮の度重なるミサイル発射実験が行われており、本当に攻撃を受けるのではと懸念されています。阿武町では、4 日の日曜日には、国・山口県及び阿武町の共同による、某国からの弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が奈古地区で開催されました。この訓練には、国から内閣参事官、消防庁から国民保護室長、県からは危機管理監、また地方自治体からは県内や遠くは福井県の職員など、またマスコミも多く阿武町に取材に来られ、訓練の様子をご覧になっておりました。ミサイル攻撃が現実味を帯びる中、一人ひとりの危機意識を高め、より実効性のある訓練を、今後も必要に応じてしなくてはと強く思ったところです。

そんな中、議員各位には、第 2 回阿武町議会定例会に応召ご出席を賜りありがとうございます。本定例会は、阿武町議会にとりまして二つの新しいことがあります。

一つは、皆さんご存じのとおり 5 月 1 日に町長に就任された花田新町長の初議会であります。よって、本定例会は、例年では 3 月に行っていた町長による施政方針演説があります。また、3 月議会において議決されておりました、骨格予算に新たに肉付けをした補正予算が議案として上程されます。

二つは、この議場の前と後ろに、それぞれテレビカメラが設置されました。これによって一般質問が録画によって放映されることとなります。議員各位の一般質問が多くされることを期待しています。

結びに、議員各位の慎重なるご審議を賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

○議長 本日の出席議員は、8 人全員です。

ただ今より平成 29 年第 2 回阿武町議会定例会を開会いたします。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおりです。

### 議長諸般の報告

○議長 これより、日程に入るに先立ち、過ぐる 3 月 3 日開催の平成 29 年第 1 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

3 月 9 日 阿武中学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3 月 11 日 第 11 回あぶらんど大会が町民センターで開催され、本職が出席しました。

3 月 13 日 国道 191 号線の木与付近を大野国土交通政務官が視察され、本職が出席しました。

3 月 17 日 町内小学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3 月 18 日 みどり保育園卒園式が実施され、本職が出席しました。

3 月 30 日 農福連携直売所及び交流トイレ竣工式が同直売所で開催され、本職が出席しました。

4 月 3 日 平成 29 年度阿武町立小中学校の教職員着任式が町民センターで開

催され、本職が出席しました。

4 月 4 日 平成 29 年度阿武町戦没者追悼慰霊祭が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

4 月 5 日 みどり保育園入園式が実施され、本職が出席しました。

4 月 10 日 町内小中学校の入学式が開催され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

4 月 18 日 萩・石見空港利用拡大促進協議会総会が益田市市民学習センターで開催され、本職が出席しました。

4 月 22 日 国道 191 号の木与付近と道の駅阿武町を、石井国土交通大臣が視察され、本職が出席しました。

5 月 26 日 平成 29 年度萩・小郡間地域高規格道路整備促進期成同盟会総会及び山陰自動車道(益田～萩間)整備促進期成同盟会総会が萩市役所で開催され、長嶺副議長が出席しました。

5 月 29 日 平成 29 年度一般社団法人無角和種振興公社の会員総会が役場会議室で開催され、本職が出席しました。

5 月 30 日 議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元に配付の資料のとおりです。

5 月 31 日 萩広域シルバー人材センターの平成 29 年度定時総会がサンライフ萩で開催され、長嶺副議長が出席しました。

5 月 31 日 全国議長副議長研修会が東京中野サンプラザホールで開催され、本職が出席しました。

6 月 1 日 日本海沿岸地帯振興連盟総会及び合同勉強会が東京ホテルニューオータニで開催され、本職が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、2 番、小田高正君、3 番、白松博之君、を指名します。

### 日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 5 月 30 日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日 6 月 6 日から 27 日までの 22 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 6 月 27 日までの 22 日間と決定しました。

### 日程第 3 町長施政方針演説

○議長 日程第 3、ここで、今期定例会にあたり花田町長が施政方針演説を行います。町長。

○町長(花田憲彦) 平成 29 年第 2 回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

目映いばかりの新緑も一段と濃さを増して、一方で朝晩の涼しさとは裏腹に、昼間には暑苦しささえ覚えるような正に初夏となって参りましたが、こうしたなか例年でありますと昨日 6 月 5 日が梅雨入りとなっておりますが、今年 5 月には雨らしい雨も降らず農家の方も大変困っておられますが、ここに来て今

日の夕方くらいから、まとまった雨も降るように報道されておりますが、災害のない程度でまとまった雨が降ってくれたらというふうに思っておるところでございます。

こうした中 6 月議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多繁の中、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、私こと、去る 4 月 11 日告示の阿武町長選挙に際し、浅学非才の身にも拘わらず立候補いたしました。そして無投票当選の栄に浴させて頂き、去る 5 月 1 日から町長の任に就いたところでございます。これも偏に、議員各位、また、町民多数の絶大なるご支援の賜と感謝を申し上げる次第でございます。

この上は、諸先輩方が営々として築かれた本町の輝かしい業績を礎として、一方で、阿武町の良き伝統と歴史を継承しながら、目指すべき将来像であります「豊かで住みよい文化の町」の創出、そして、「躍動し、選ばれる町」づくりのために、私自身が先頭に立って、汗をかき、行動を起こすとともに、町民に寄り添い、意見に耳を傾け、町民目線で「打てば響く」町政を進めて行く所存でございますので、議員各位におかれましてもご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本議会は、私にとりまして任期最初の議会となりますので、この場をお借りし、私の町政における基本的な考え方、また政治姿勢等を申し述べさせていただきます。と思っております。

我が国の人口は 2008 年の 1 億 2,800 万人をピークに減少局面に転じたといわれておりますが、国立社会保障人口問題研究所いわゆる「社人研」の人口推計によれば、2015 年、平成 27 年ですが、に 1 億 2,700 万人でありました人口が、今から 23 年後なります 2040 年には、1 億 700 万人、更にその 20 年後、今から 43 年後の 2060 年には、8,700 万人になり、40 数年で 4,000 万人の人口が減り、その後更

に減少傾向が続くといわれています。まさに我々は、既に人口減少社会の入り口を過ぎているというところでもあります。

そしてこのことは、阿武町においては、すでに60年前に始まっておりませんが、現在の住基人口は4月末で3,467人、これは国調人口との誤差がありますので、大雑把に国調人口に換算しますと丁度3,400人前後と思われませんが、これが今から23年後の2040年には、現在の丁度半分の1,700人前後と社人研では推計されているところがございます。従って、国調毎の人口の減少率は、直近で2010年から2015年の5年間で7.4%となっておりますが、今後の5年間は、10%を超える人口減少率になることが予想されているところがございます。

言うまでもなく、人口減少、或いは、高齢化の進行は、私たち町民の生活に大きな影響を及ぼす訳ではありますが、今申し上げましたように、今後もこれが進んでくることは、現実的には避けて通ることのできない厳しい現実としてしっかりと受け止めなければなりません。そして、その上で私たちは何をなすか。町政は、どのような方向性を持つべきか。私は、ここでいくつかの課題を整理しておきたいと思えます。

まず、本町の最大の課題は、何と申しましても、若者定住とこれの条件となる職場の確保、雇用の創出であります。しかし、もちろんこれは、一朝一夕に為し得るものではありません。IT産業やサテライトオフィスなどの誘致などが流行り言葉のようにいわれておりますが、実際にはいろいろな自治体がこれ取り組む努力を重ねていますが、現実として成功例はごく一部であり、企業立地での優位性の乏しい本町においては、ハードルは高いと言わざるを得ません。

私は、若者定住対策に、万能薬はないと思っております。あらゆる施策を総動員し、他の自治体になし、そして、他の自治体に先駆けた施策を、一刻も早く、かつ、大胆・果敢に進めることが最も重要です。

そのため現時点で考えている具体的施策を少し申し述べさせていただきます。先ず、保育園の保育時間の延長や現在行っていない土曜午後の保育の実施などによって働く女性の社会進出と子育て支援の充実です。

次に、未来を担う子どもの医療費の無料化制度のさらなる拡充を行うとともに、福賀地区の高校生など遠隔地からの通学費の軽減などによる保護者の負担軽減も図る必要があります。

更に、子育て世帯、新婚世帯、I ターン世帯等に対する住宅取得補助金や定住奨励金等も更に拡充し、町で育った若い後継者、或いは、他の市町から移り住む若者達が定住しやすい環境を作ることも重要であります。

そして、定住のための基礎的条件となる雇用、所得の確保につきましては、企業誘致はもちろんでありますが、新たに事業を興す起業家の支援や新たな内発的産業の振興にも官民一体となって取り組んでいきたいと思っています。

更に、以前、本町にもお越しいただきました「里山資本主義」の藻谷浩介さんが提唱されておりますが、「ひと、もの、金」が地域内で循環するよう、地元商店や物産の積極的利活用、地元出身者の雇用の促進、地産地消の取り組み等による地域内循環社会の構築これにも取り組んで参らなければなりません。

次に、健康寿命の延長と高齢化に対応した社会環境の整備も大変重要であり、定住施策と平行して進めなければなりません。具体的には、インフルエンザの予防接種の負担軽減等による高齢者の健康な暮らしの支援を行うとともに、道路愛護作業等におきましても各自治会で大変なご労苦をおかけしておりますが、毎年度定額予算を確保して、法面、路肩の舗装や灌木の除去等も進めていくことによって高齢化が進んでも作業のしやすい、また、高齢者が生活しやすい環境をつくっていく必要があると思っております。

「打てば響く」。この言葉は私が行政を進める上での基本的なスタンスです。12年前、平成の大合併の嵐の中で、阿武町は単独町制を選択しました。そして、

12年ばかりが経過した今、私は、この選択は正しかったと確信をしております。そして、今後も単独町制を堅持する中で、3,400人の小さな町だからこそできる、小回りの効いた行政のモデルを作り上げたい、という風に考えております。

行政の使命は、子ども達、若者世代、子育て世代、壮年層そして高齢者世代がそれぞれに、精神的にも身体的にも、そして経済的にも暮らしやすく、より安全で安心な環境を整備することです。

そのためには、先ずは、行政の側が町民の一人ひとりに寄り添い、町民の意見に耳を傾ける機会を増やし、町民と行政、町民と職員、あるいは町民と議会の距離を縮める中で、町民の思いがダイレクトに行政に伝わって、施策として展開されるこうした新たな仕組みが必要であると感じております。これは、やはり小さいからこそ、また、町民と行政との距離が近いからこそできる行政の手法だというふうに思っております。だから私は、そういったまちづくりを展開していきたいというふうに思っています。

そしてもう一つ重要なことがあります。それは、近隣自治体との連携・協調です。近隣自治体、特に生活圏の最も近い萩市さんとは消防救急、ゴミ、斎場、図書館、福祉関係業務等の多くの業務でお世話になっております。

萩市、長門市、益田市、そして阿武町の、所謂「山陰」と言いますか「北浦地域は」、瀬戸内海地域の山陽地域と大きな所得格差があり、企業立地、或いは、交通・通信インフラも劣勢であります。

こうした現状を打破し、この北浦地域の振興を図り、陰陽格差を縮めるためには、山陰自動車道が良い例ではありますが、それぞれの地域が「おらがおらが」ではなく、心をつなげて、この北浦地域全体の底上げのために連携・協調して、一丸となって困難に立ち向かう姿勢、そして、「何処から」ということなく突破口を開けられるところから開けていくという、そういう姿勢こそが大事であると思っております。

そして、その上で、それぞれの市町が、それぞれの持つ独自の人的、物的、歴史的資産、資源を生かした特色あるまちづくりを、これについては、切磋琢磨しながら行うことこそ、この地域の新たな時代の、あるべき姿であると考えております。正に、連携と協調、そして個性であります。

私は、町長に就任して直ぐに、村岡県知事を始め県の幹部の方々、国の出先のトップの方々、近隣や特にお世話になっております市町の首長さんにご挨拶に参った訳ではありますが、中でも先ほどから申し上げております萩市、長門市、益田市の各市長さんには、私もしっかりと今申し上げましたような話を申し上げ、それぞれに真摯に受け止めて頂き、快く同意を頂きました。そして、今後色々な場面で声を掛けて頂き、一緒になって仕事ができる、何かそのようなわくわくする予感めいたものを感じたところでございます。

以上、私の町政における基本的な考え方、また、政治姿勢等を縷々申し述べさせていただきましたが、具体的施策につきましては、今まで申し上げましたことを全て、一遍に実現させるということは、なかなか難しい訳ではありますが、先ず取っかかりとして、この 6 月補正にその肉付けとして一部を予算化させて頂いたところでありますが、今後、事の緊急性、優先度、また、財政の状況を見ながら計画的かつ着実にこれらに係る具体的施策を展開させて行きたいと思っておりますし、繰り返しになりますが、この実現のために、私は自ら先頭に立って行動し、トップセールスを行い、行動し汗をかく所存でありますので、議員各位におかれましてもご理解ご協力、また、ご支援を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

それでは予算にも絡みますが改めまして、平成 29 年度に新たに取り組むこととしている主要施策の概要及び今後の対応について、私の 8 つの政策提案を柱にその概略を申し述べさせていただきます。

まず、「女性の社会進出と働く女性の子育て支援の充実」をめざす「保育園の

保育時間の更なる延長、土曜午後の保育」につきましては、その前提となる保育士の確保が喫緊の課題でありますので、その保育士の確保に目処が立った段階で実施をすることとし、そのため、保育士の採用試験を今年度、早期に行う予定としております。また、「保育料の軽減」につきましては、国の子育て支援事業等との調整を図りながら実施を検討して参ります。

次に、「未来を担う子どもとその保護者の負担軽減」のための「高校生の医療費無料化」につきましては、山口県及び萩市の医師会との調整を図りながら、可能であれば今年の 10 月から「こども医療費助成制度」の対象年齢を、現在は中学生までとしておりますが、これを高校卒業までに引き上げて、子育て支援の拡充を行って参ります。

また、「福賀地区高校生の通学費を奈古、宇田郷地区と同程度に軽減」するという事を公約としておりましたが、これにつきましては、検討を重ねた結果、高校等へ通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するという趣旨から、福賀地区及び宇田郷地区に住む高校生の通学に利用しております町営バス、これの乗車賃を、今年 7 月から無料とし、他に下宿生がおりますが、下宿をしている生徒につきましては、地区を問わず、食費、光熱水費等を除く賃借料につきまして、毎月 1 万円を上限に補助して参ります。

次に、「高齢者の健康な暮らしの支援と生活しやすい環境づくり」であります。が、「道路愛護作業の草刈りの作業の労力軽減、負担の軽減のために、路面や路肩、法面舗装の計画的な予算の確保」ということをしておりましたが、につきましては、今回、路肩整備工事費として 2 千 400 万円を計上し、今後、地域と協議しながら毎年路線を定めて計画的に路面や路肩のコンクリート張り等を施工して参ります。

また、利用者も多く、かねてから要望の高い「福賀グラウンドゴルフ場」の休憩室及びトイレの設置につきましても、現在利用されている皆さんが、より

健康で、より楽しみをもって元気に暮らすための施策として、今回、当該グラウンドゴルフ場の一角に、新たに水洗トイレ及び休憩施設を設置することで、利便性の向上を図り、福賀地区におけるグラウンドゴルフの振興を図ることとしております。

その他、地域の高齢化にあわせて、宇田郷ふれあいセンターの和式トイレ 5 器を新たに洋式トイレに更新して参ります。

なお、「高齢者の健康診断料、インフルエンザ予防接種の負担の軽減」につきましては、財源との調整を図りながら実施に向け、鋭意検討を進めて参ります。

次に、「若者が定住しやすい環境づくり」のための「I ターン世帯、子育て世帯、新婚世帯等に対する住宅取得補助金、リフォーム補助金等の要件緩和や助成上限の大幅な引き上げ」につきましては、平成 30 年夏頃になると思われませんが、これの分譲宅地の売り出しにあわせ、これにつきましては現在鋭意進めておりますが、柳橋が 2 4 区画程度になると思われませんがこの販売タイミングを勘案しながら、他の市町の先行事例等も研究しながら、実施に向けた内容の検討を始めます。

また、「町内各地への定住促進住宅の配置」につきましては、町営住宅を新たに建設していく以外にも、現在ある空き家を買上げ、改修して町営住宅化するというふうな方法など、地域の状況や要望等を勘案しながら配置計画を進めてまいります。

次に、「内発的産業の振興と企業誘致による雇用の創出」であります。また、「既存概念にとらわれない新たなスタイルの産業の起業支援と誘致」につきましては、既存の助成事業をはじめ、阿武町版総合戦略「まち・ひと・しごと」地方創生事業を強力に推進し、小さな変化を積み重ねながら新たな起業活動の展開に繋げて参ります。

また、「農業法人の従業者の高齢化に対応した法人の連携や広域化の推進」に

つきましては、地域の現状をしっかりと把握し、関係者との協議を重ねて広域化、法人化等、持続可能なしくみ作りを支援して参ります。

そして、「新たな戦略作物の導入」につきましては、農業に夢と希望と安定的な収入を確保するための戦略作物について、関係者等と協議を重ねて早期の導入を進めて参ります。

更に、「出し手側にも受け手側にもメリットがある耕作放棄地、遊休農地の維持管理業務調整システムの構築」及び「耕作放棄地解消のための小規模土地改良事業要件の緩和」につきましても、関係者をはじめ、農業法人、農業委員会等との連携、中間管理機構であります農林振興公社との協議を重ねて農地の維持、改善のしくみ作りを構築し、農地の利活用に係る要件緩和についても積極的に進めて参ります。

次に、「災害に強い環境整備」のための「消防団員の確保と設備の充実」につきましては、安全で安心なまちづくりをしていく上で大変重要な課題でありますので、保育園児や小学校の児童に対して、早くから消防団活動に対する PR 活動を積極的に推進すると共に、スタイリッシュな広報活動、女性団員の加入促進等、幅広く団員の確保に努め、そのための設備の充実も積極的に行うなど、組織の育成にも努めて参ります。

また、「津波浸水想定地域への防災無線屋外スピーカーの設置」につきましては、補助事業等を活用した中で財源調整を含め、早期設置に向け前向きに検討して参ります。

次に、「単独町制を維持し、地域特性を生かしたまちづくり」につきましては、これからもしっかりと単独町制を堅持していくと共に、今現に阿武町に住んでいらっしゃる町民の方々が、阿武町に住んで良かったと思えるような「幸福感」を感じてもらえるよう、精神的、身体的、そして経済的にも暮らしやすく、より安全で安心な環境整備、これを総合的に進めて参ります。

また、「ひと、もの、金」が地域内で循環する地元商店や物産の積極的活用、地元出身者の優先雇用、地産地消等の取り組みによる地域内循環社会の構築」であります。また、地元商店の活性化をはじめ、ふるさと納税返礼品に係る特産品の開発、インターネットや都市部との販売ルートの確立など、あらゆる手段を通じて、地域産業の発展と地域経済の活性化に向けた取り組みを、商工業者をはじめ、農林水産業者、道の駅関係者など、オール阿武町の体制で進めて参ります。

そして、「老朽インフラ、道路・下水道等の社会基盤であります。これの計画的更新」につきましては、昨年度までの農集・漁集集落排水施設の点検業務をはじめ、今年度も橋梁点検業務・橋梁長寿命化修繕計画策定業務を実施することとしておりますので、これらの調査結果をもとに、今後、各施設や構造物等の長寿命化、または更新等を図って参ります。

このほか、先月 13 日に県内全市町の首長が出席して、「オール山口 J リーグで地方創生・まちづくりパートナーシップ包括連携協定」の締結式が山口市で開催され、私も出席して署名しましたが、今年は 7 月 1 日がレノファ山口「阿武町サンクスデー」の日と決まっております。この「阿武町サンクスデー」にあわせて、試合が行われる山口市の維新百年記念公園までバス 3 台を無料運行して、また、これにあわせて A B U ウォーターボーイズも出演する P R ビデオ作成のほか、7 月 9 日、8 月 5 日のホームでの試合の物産販売にも出展し、町の P R も図ることとしております。

そして、「町民センター内の図書館の整備」につきましては、公約のとおり、図書館のあり方について根本的な見直しを行うため、図書館等検討委員会を新たに設置し、この検討委員会の中で、大いに議論をしていただいた中で本町における図書館のあり方について、その方向性を見出していきたいと考えております。

なお、「福賀支所、宇田郷支所事務所内の図書コーナーの面積と図書の充実」につきましては、これにつきましても今申し上げました検討委員会の中で、あわせて協議を行っていただくこととしております。

最後に、「地域に関係の深い事業の実施にあたっては地元への事前説明・意見交換会の設置を徹底」することにつきましては、明日、明後日も山陰道のことで宇田郷地区、奈古地区説明会もありますが、住民主体による参加、参画を基本に、幅広く、多様な意見が集約できるよう各種協議体制の確立をめざし、実践に努めて参ります。

以上、平成 29 年度 6 月補正に係る肉付け予算の主な施策の概要、そして、私の公約における取り組みの方向性等について、その考え方をご説明申し上げましたが、今後、町民の皆様のご理解とご協力を得ながら、これら施策を迅速かつ的確に執行し、町政運営をしっかりと行って参りますので、重ねて議員各位のご理解ご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきましても、その概要をご説明申し上げます。

議案第 1 号「専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）」につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び関係政令等が、今年の 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日に施行となったため、3 月 31 日をもって阿武町税条例の一部改正の専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものです。

次に、議案第 2 号「専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、今年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日に施行となったため、3 月 31 日をもって専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるもので、主な改正内容は、昨年に引き続き低所得者に対する軽減措置の拡充と

して、軽減判定所得の算定方法を変更するものです。

次に、議案第 3 号「専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、国保税の平成 29 年度の 1 期分の納付が 6 月 1 日から始まることから、5 月 31 日をもって専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第 4 号「阿武町課設置条例の一部を改正する条例」につきましては、阿武町にとっての最重要課題であります定住対策を、今後さらに強力に、そして総合的に推進していくため、総務課から企画定住部門を切り離し、新たに「まちづくり推進課」を新設するものであります。

なお、新設する課内の係としましては、各種計画の策定や定住対策等を主に担当する「企画定住係」、そして広報紙の作成や、ホームページの更新、管理、そして各種統計業務を担当する「広報統計係」この 2 係を設置することとしております。

次に、議案第 5 号「阿武町副町長定数条例」につきましては、現在、「阿武町に副町長を置かないことの条例」により副町長を置いていない状態ですが、新たに定数条例を制定し、町長の不在時等の危機管理等の強化と事務事業の先導等をになう者として、副町長を新たに 1 人配置するものであります。

次に、議案第 6 号「阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 7 号「阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、いずれも児童福祉法の一部を改正する法律によるもので、里親のうち養子縁組によって養親になることを希望している者については、「養子縁組里親」として法定化されたことによるものです。

次に、議案第 8 号「平成 29 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）」であります。当初が骨格予算でありましたので、今回の補正額は、4 億 7 千 7 9 7 万 6 千円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、28 億 3 千 697 万 6 千円となる

ところであります。

主な内容を申し上げますと、先ず歳出であります。政策的なもの以外は、各費目ともに四半期の骨格予算を同年の経常予算に戻すための補正と、4月の人事異動及び職員共済組合負担金の率の変更等に係る人件費で、議会費につきましては、骨格予算の復元調整と共済組合負担金の人件費の増額により、差し引き合計で73万4千円の増額計上です。

次に総務費につきましては、同年予算への復元と人件費のほかは、阿武町長選挙が無投票となったことに伴う減額及び、今年11月執行予定の阿武町議会議員選挙費の新規計上をはじめ、のうそんセンターの高圧受・変電盤屋根修繕料の新規計上、ふれあいセンターの和式トイレ5器を新たに洋式トイレに変更するための改修工事費及び公用車更新の新規計上、レノファ山口サンクス・デイに係る応援バス借上料等の新規計上、福賀地区及び宇田郷地区の高校生の通学費を軽減するための町営バス運行費補助金及び、下宿等の賃借料に対して毎月1万円を上限に支援する補助金の新規計上、さん3ふるさと祭りで使用する物品購入のためコミュニティ助成事業の新規計上ほかで、差し引き6千741万5千円の増額計上です。

次に、民生費につきましては、同年予算への復元と人件費のほか、指定管理の清ヶ浜清光苑の全自動洗濯脱水機及び乾燥機の更新並びに、外出支援用の公用車として社会福祉協議会に貸与しているワゴン車を軽四福祉車両に更新する経費の新規計上、そして新たに高校生の医療費無料化の実施に伴うこども医療費助成事業費の増額計上、みどり保育園劣化遊具の取替工事及び福賀分園の園庭の一部の舗装工事費の新規計上ほかで、9千344万3千円の増額計上です。

次に衛生費につきましても、同年予算への復元と人件費のほか、健康マイレージ事業の新規計上で602万1千円の増額計上です。

次に、農林水産業費につきましては、同年予算への復元と人件費のほかは、

産地パワーアップ事業として萩酒米みがき協同組合が建設する「酒米とう精工場」に対する補助金及び、産地競争力強化対策事業として国内外の産地間競争に打ち勝つため、畜産物等の高品質化、ブランド化及び低コスト化を推進する補助金の新規計上、さらにイラオ山頂の公園整備に係る平成 27 年度から実施している林道の整備と開設済みの林業専用道イラオ山線の法面保護工事の新規計上、町有林の健全な育成及び多面的機能の維持、良質優良材の生産に向けた保育事業に係る搬出間伐施業地の作業道開設に伴う町有林造林事業の増額計上、森林経営計画作成の促進に対して支援を行う森林整備地域活動支援交付金の新規計上、また、間伐材漁礁 100 基及びキジハタ漁礁 20 基の製作、及び据え付けに係る単県農産漁村漁礁整備事業費の新規計上これらで、4 千 444 万 9 千円の増額計上です。

次に、商工費につきましては、山口県の「やまぐちビューなび」に紹介される観光案内箇所である「道の駅阿武町」と「惣郷川橋梁」を示す案内板を設置する観光看板等製作設置工事の新規計上、道の駅建物の外部木材の劣化及び黒ずみを抑える塗装工事の新規計上ほかで、886 万 4 千円の増額計上です。

次に、土木費につきましては、通年予算への復元と人件費のほか、橋梁点検 33 橋これと 41 橋の長寿命化修繕計画策定に伴う業務委託の増額計上、国費の割当内示額に伴う町道長浜西ヶ畑線道路改良事業及び町道東方筒尾線道路改良事業の増額計上、一般単独道路事業における町道郷川線道路改良工事に伴う用地購入補償費代替地購入費及び町道畠田柳尾線道路改良工事に伴う補償費の新規計上。また、草刈り等が困難な町道の路肩や法面をコンクリート張りする路肩整備工事の新規計上ほかで、7 千 427 万 6 千円の増額計上であります。

次に、消防費につきましては、通年予算への復元ほかで、1 千 386 万 2 千円の増額計上です。

次に、教育費につきましては、通年予算への復元と人件費のほか、萩市立図

書館図書貸出協力金の新規計上、温水洗浄便座の追加を阿武小学校に 9 器、福賀小学校に 5 器、阿武中学校に 3 器を整備して、和式から洋式トイレへの変更では福賀小学校が 2 器、阿武中学校が 2 器を、それぞれ繰越としております事業に追加して今回新たに工事を行うこととしております。各小中学校の管理経費における教育用サーバー及び教育用ネットワークの保守点検期間の終了に伴う更新及び耐用年数を超える教室用のパソコン 68 台と教員用のパソコン 31 台を新たにリースによってリース契約する使用料の新規計上、そして、利用者も多く地域からの要望も多い福賀グラウンドゴルフ場の休憩室及びトイレ設置工事の新規計上これら含めまして、8 千 791 万 1 千円の増額計上であります。

次に、諸支出金につきましては、柳橋分譲宅地整備事業の宅地造成工事費等の新規計上で、8 千 100 万円の増額計上です。

以上で歳出の説明を終わり次に歳入の主なものでありますが、地方交付税につきましては、普通交付税の交付見込みにより 2 億 9 千 100 万円の増額計上です

次に、国庫支出金につきましては、骨格予算の復元及び肉付け予算に伴う各事業費の交付額の見込みによる増減調整で、地方創生推進交付金の減額及び、ふれあいピアリンピック中止に伴う地域生活支援事業費補助金の減額のほか、町道長浜西ヶ畑線道路改良工事、町道東方筒尾線道路改良工事及び、橋梁点検業務による社会資本整備総合交付金の増額見込みで、差し引きで 1 千 45 万 5 千円の増額計上であります。

次に、県支出金につきましては、同様に各事業の事業費の復元及び肉付け予算に伴う補助金及び交付金の増減調整によるもので、新たなものとしては、民生委員児童委員活動費補助金の増額のほか、各種の林業費補助金及び水産業費補助金の増額、山口県コミュニティスクール事業費補助金の減額。また、委託金につきましては、県からの統計調査費の減額。このほか釜屋水門管理委託金及び人権啓発活動地方委託金の増額により、差し引きで 1 千 606 万 6 千円の増額

計上です。

次に、財産収入につきましては、町道畠田柳尾線及び町道郷川線道路改良工事に伴う代替用地の土地売り払い収入で 15 万円の増額計上です。

次に、繰入金につきましては、福賀高齢者福祉複合施設建設費に充てるため、公共施設整備基金を取り崩し、一般会計に繰り入れるための 1 億円の増額計上です。

次に、繰越金につきましては、今回の補正の財源調整として 6 千 23 万 3 千円の増額計上です。

次に、諸収入につきましては、後期高齢者医療特別対策補助金の増額計上、一般コミュニティ助成事業交付金の新規計上等により、267 万 2 千円の増額計上です。

最後に、町債につきましては、過疎対策に係る定住奨励金及び道路整備事業債の見込み額の差し引きにより、260 万円の減額計上です。

以上で、当初の骨格予算に肉付けいたしました平成 29 年度一般会計補正予算(第 1 回)の概要説明を終わります。

次に、議案第 9 号「平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)」から議案第 12 号「平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)までは、いずれも特別会計の補正予算でありますので、その都度、担当参与から説明をいたさせますので、ここでのご説明は省略させていただきます。

次に、全員協議会における全協報告第 1 号「平成 28 年度阿武町繰越明許費繰越計算書の報告について」につきましては、平成 28 年度一般会計及び漁業集落排水事業特別会計の繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により、その結果をご報告申し上げるものであります。

次に、全協報告第 2 号「契約の締結について」につきましては、町の執行に

かかる工事請負契約等の締結について、ご報告を申し上げます。次に、全協報告第 3 号「株式会社あぶクリエイションの経営状況について」につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況をご報告申し上げます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。開会にあたりましての私からのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長 以上で、町長の施政方針演説を終わります。

ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 9 時 55 分

再 開 10 時 05 分

#### 日程第 4 議案第 1 号から日程第 10 議案第 7 号を一括上程

○議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

○議長 日程第 4、議案第 1 号から日程第 10、議案第 7 号までを一括議題とします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）について、説明を求めます。住民課長。

○住民課長 議案書の 1 ページをお願いします。議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。専決処分書につきましては、2 ページでございます。3 月

31 日付け専決処分でございます。

これについては、専決事由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）及び関係政令等が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されるため、同年 3 月 31 日をもって専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるとでございます。改正内容改め文については、3 ページから 13 ページまで、14 ページから 18 ページは説明資料、19 ページから 54 ページまでは新旧対照表であります。

それでは、説明につきましては、14 ページからの説明資料により説明いたします。説明資料の記載につきましては、それぞれ町民税関係、固定資産税関係、軽自動車税関係等に区分し、同一内容の改正文はなるべく一つにまとめ、記載しております。改正理由につきましては、全て法律改正に併せての改正、また、法律改正に併せて新設であります。それでは最初の町民税関係からご説明いたします。

まず、初めの第 33 条所得割の課税標準でほかでございますが、これは、上場株式等に係る配当等の所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事項を勘案して、地方税法において市町村長が課税方式を決定できることを明確化されたことに伴う規定整備であります。

上場株式等に係る配当等の所得については、これまでも総合課税・申告分離課税・申告不要制度、源泉徴収による納税、について、それぞれ任意に選択可能でありましたが、これを条文においてより明確化するための法律改正があり、これに関連して条例を改正するものであります。関係する所得については、上場株式等に係る配当等の所得のほかに、特定配当等、特定株式等所得金額、特定適用利子等及び特例適用配当等、条約適用利子等及び条約適用配当等の所得があり、それぞれ定めのある各条文において、同趣旨の改正を行うものであります。

次に、附則第 5 条、個人の町民税の所得割の非課税範囲等は、地方税法における配偶者控除の見直しに関連し、従来の控除対象配偶者が、同一生計配偶者と定義変更されたことに伴う規定の整備であります。これは、控除対象配偶者の定義が、所得税法第 2 条、控除対象配偶者の定義にあり、この改正が行われたことに関連する改正であります。

次に、附則第 8 条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、この適用期限が 3 年間延長され、平成 33 年度までとされたことに伴う規定の整備であります。これについては、国産牛肉の安定供給のため肉用牛の売却所得に対する免税制度として創設されたものですが、免税対象肥育牛については 1 頭あたりの売却価格が 100 万円未満の肉用牛で、年間売却頭数 1,500 頭までについて、たとえば個人農家でしたらその所得に対し課税、所得税、住民税を免除する特例措置であります。

次に、固定資産税関係について説明します。第 61 条の 2、放題 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合及び、附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合については、いずれも地域決定方地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に関する規程整備で、固定資産税の課税標準額についてその軽減割合を、全国一律ではなく、法の定める一定の範囲で自治体が規定できるものを条例で定めるものであります。昨年 6 月の議会においてもこのわがまち特例については、発電設備、風力発電や地熱発電などについて条例改正があったものですが、今回も、法改正により新たに規定を加える等の必要からの改正であります。が、国等の指導から阿武町に該当固定資産の有無如何にかかわらず、必要な改正をするものであります。

まず、最初の第 61 条の 2 は、保育の受け皿整備等を促進するための、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、定員 5 人以下に供する固

定資産について、また、次の附則第10条の2では、第4項の下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した下水道除外施設ほか、第17項にあります、子ども・子育て支援法に基づく、企業主導型保育事業に供する固定資産等ほか記載の固定資産であります。なお、当該固定資産につきましては、阿武町に当該固定資産の有無如何にかかわらず、地方税法改正に併せ規定することの国からの指導により、地方税法の改正にしたがった規定整備としているところであります。規定に定める固定資産税の軽減割合は、全ての地方税法で定める国の参酌基準どおりとしているところでございます。次ページをお願いします。

第63条の2、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出は、居住用超高層建築物、これは60メートルを超えるいわゆるタワーマンションといわれる建築物であります。これに関する規程です。

居住用超高層建築物の居住者に対する固定資産税の課税方式については、これまで階層が同一であればどの階層の固定資産税も同一でしたが、今回地方税法において、新たな税額算定方法が創設され、新たな税額算定方法では、階層の中央会を基準とし、それより階層が上がるほど、また階層が下がるほどそれぞれプラス、マイナスの補正を行い、居住用超高層建築物全体としては、従前と同じ固定資産税額とするとの創設であります。ただ、所有者全員の協議による補正方法の申し出があればそれによることができるとされており、今回条例で定める規定は、その所有者全員の協議による補正方法の申し出を可能とする規定整備であります。該当する建築物は平成29年4月から売却される物件についてで、平成30年度から課税について適用となり、それ以前の物件は従来どおりの課税方式となるものであります。

次に、第61条等は、震災等による滅失等した償却資産に代わる償却資産等、被災代替償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例についての規定整備

であり、震災等の後 4 年度分はその価格を  $1/2$  の額とする内容であります。

次に第 63 条の 3 等は、これも震災関連の特例ですが、震災等の災害により住宅が滅失等した被災住宅用地について、それが被災市街地復興推進地域に定められた場合については、その固定資産税の課税標準の特例等の適用をこれまでの震災後 2 年度分から、4 年度分に拡充する規定整備であります。

次に、附則第 10 条の 3 は、耐震改修又は省エネ改修、つまり熱損失防止改修工事が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額に関する規程整備であります。これは、住宅の耐震改修又は省エネ改修に加え、認定を受けた長期優良住宅建築計画、すなわち住宅の耐久性向上を図るための改築工事、これを同時に行った住宅の場合については、翌年の、翌年度分に限りませんが、固定資産税額につきその  $2/3$  に相当する額を減額するものであり、条例においては、その申告書について規定整備するものであります。なお、改修のみは  $1/2$ 、省エネ改修のみは  $1/3$  の減額であります。

次に、附則第 17 条の 2 は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例についてですが、原稿の平成 29 年度までの適用期限が、3 年間延長されたことに伴う、規定整備であります。

次の、第 48 条、第 50 条は総則関係で、延滞金の計算規定等を法改正に併せて整備する等であります。

以下、附則であります。施行期日は一部を除き、平成 29 年 4 月 1 日から施行であります。次ページの附則第 5 条、及び、附則第 6 条は、平成 31 年 10 月 1 日から導入されます軽自動車税の種別割等に関し、必要な一部改正条例につき条文整理を行うものであります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、説明を求めます。住民課長。

○住民課長 議案書55-1ページをお願いします。議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

これについては、専決処分書は55-2ページですが、専決日は平成29年 3 月 31 日付けでございます。地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年 政令第118号）が、平成29年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されるため、同年 3 月 31 日をもって専決処分につき、これを報告し、承認を求めるものです。

改め文につきましては、次ページに示しておりますが、説明については57ページの説明資料により説明いたします。

今回の改正は、政令改正に基づくもので、内容については軽減措置に係る軽減鑑定所得の算定方法の変更についてであります。

国民健康保険税の減額の基準について、5 割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、現行26万 5 千円から、27万円に、また、現行48万円を49万円に引き上げる改正であります。

同様の低所得者に対する軽減措置の拡充対策としての、引き上げの改正は平成28年度税制改正においても行われたところ、今年度も消費者物価の伸び等を踏まえ、これまでの当該軽減を受けている世帯について、引き続き同様の軽減措置を受けられるとの措置から、さらにそれぞれ判定基準額の算定を拡大の方向で見直すとされたものです。

なお、今年度は、保険税の限度額を引き上げる改正はなく、据え置きとなっております。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町健康保険税条例の一部を改正する条例）について、説明を求めます。住民課長。

○住民課長 60ページをお願いします。議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町健康保険税条例の一部を改正する条例）を説明します。

これについては、61ページが専決処分書 5 月 31 日付けでございます。専決処分の理由としましては、平成 29 年度阿武町国民健康保険税の第 1 期分の納付が 6 月 1 日から始まることから、5 月 31 日までに税率決定し、条例を定めなければならないため専決処分を行ったものであります。

改め文は 62 ページ、63 ページからは説明資料、69 ページからは新旧対照表であります。それでは、内容について 63 ページからの説明資料により説明いたします。63 ページをお願いします。変更箇所は、網掛けをしている箇所であります。括弧書きは、前年度数値であります。

毎年、改正については、全体的に当初予算の歳入予算額を踏まえ、医療費の動向を勘案し必要な改正を行っているところでありますが、本年度については、先ほどの議案第 2 号による低所得者の段階的な負担軽減を確保した中で、全体的として、可能な限り税率等を据え置く方向とし、については、介護分については応能・応益負担バランスを確保する中で、最小限の改正としたところでございます。

個別に説明しますと、国民健康保険事業医療分の費用、後期高齢者医療保険の費用に充てる部分については、それぞれ医療分、後期高齢者支援分とあるところですが、税率等は据え置きとしております。介護保険の費用に充てるための費用、介護分とあるところですが、については、いわゆる応能部分、所得割プラス資産割と応益部分、均等割プラス平等割) について 50 対 50 となるようバランスに配慮した結果、所得割額については、税率を 2.1% から 2.3% へ改正し、また、均等割りを 1 万 1,200 円から 1 万 1,100 円に、平等割を 5,700 円から 5,500 円にそれぞれ改正、引き下げするとする改正であります。以上が改正の中心部

分であります。

なお、所得が一定以下の世帯に対する軽減額については、ただ今申し上げました介護分の均等割り、平等分の軽減に伴い、介護分についてのみ変更があり、資料記載のとおりであります。

議案第 2 号にありました、軽減基準の乗ずる額については、5 割及び 2 割の減額基準については、5 割については乗ずる金額を 27 万円に、2 割については 49 万円にそれぞれ引き下げ記載をしてあるところであります。

なお、次ページ、64 ページの特定世帯、特定継続世帯については、変更ありません。

次の、65 ページは、次回の改正の結果について、そのまとめを記載したものです。平成 28 年度と平成 29 年度を比較推計し、全体的な増減傾向を記載しております。若干の解説を申し上げますと、被保険者数、世帯数、そして調定額とも減少傾向にあるところですが、国民健康保険税額については、今回の改正により、被保険者 1 人当たりについては、平均税額では 96,500 円、前年比 738 円の増となっておりますが、1 世帯あたりの平均に換算しますと 15 万 1,069 円、前年比 1,607 円の減額との推計を行っておるところでございます。

なお、世帯を個別に見ていきますと、所得や家族構成が変わらなければ、65 歳以上のみで構成される世帯については、変更はございません。40 歳から 64 歳までの所得のある介護被保険者がある世帯につきましては、均等割りや平等割は減少いたしますが、所得割の税率の関係でややその分増加します。それ以外の世帯につきましては、税額に変化がないか、若しくは均等割、世帯割の減額の関係で税額は減少することとなります。

66 ページからは、詳細な算定資料を添付しておりますのでご参照いただければと思います。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 4 号、阿武町課設置条例の一部を改正する条例について、

説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** それでは74ページをお願いいたします。議案第 4 号、阿武町課設置条例の一部を改正する条例をご説明いたします。本案件は、阿武町にとりまして最重要課題であります人口減少に歯止めをかけ、定住対策を、今後更に強力に推進し、移住・定住対策をしっかりと担っていくため、総務課から企画定住部門を切り離して、設置条例の総務課の次に、これからのまちづくりを総合的に行っていく、まちづくり推進課を、新たに設置するものであります。

なお、新設するまちづくり推進課の中の係といたしましては、空き家バンク事業や阿武町版総合戦略、まち・ひと・しごと地方創生事業における定住対策の積極的な推進をはじめ、総合計画や過疎計画等の計画策定、企業立地の推進や交通体系の整備等を主に担当する、企画定住係と、広報紙の作成をはじめ、ホームページの更新管理や各種統計業務を担当する、広報統計係の 2 係の設置を予定しているところであります。なお、75ページに新旧対照表をお付けしておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 5 号、阿武町副町長定数条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** それでは76ページをお願いいたします。議案第 5 号、阿武町副町長定数条例をご説明いたします。本案件は、地方自治法の規定に基づき、定数条例を制定し、副町長を新たに 1 人配置しようとするものであります。

ご案内のとおり、阿武町におきましては、平成の大合併が進む中で単独町制を選択し、平成17年 5 月に開催された議会臨時会において、阿武町に助役を置かない条例、が可決され、その後、市町村の運営強化を目的に助役を廃して、副市町村長を設置する地方自治法の改正が行われ、これを受けて当町では平成 19 年 3 月の議会定例会におきまして、阿武町に助役を置かない条例が廃止され、新たに阿武町に副町長を置かないことの条例が可決され、今日まで副町長が置

かれていない状況にあります。

しかしながら、阿武町が今後とも安全で安心な町づくりを標榜し、笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町を創出していくためには、町長がトップセールス等の対外的な活動で不在の際にも、危機管理を含めた指揮・命令系統の強化により、町長代理としての意思決定機能を十分に発揮するとともに、町長の職務代理として、関係機関との調整や行財政改革、町長としての判断までは要さない事案の決定など、多様化する事務事業の先導役として、副町長の存在が必要となってきたことから、今回、副町長を 1 人配置するための条例制定をお願いするものであります。

また、この制定する条例の附則において、阿武町に副町長を置かないことの条例は廃止し、阿武町特別職報酬等審議会条例の一部を改正し、審議会条例の中の、町長の次に、副町長を加えることとしています。これにつきましては、77 ページの新旧対照表をご参照ください。

その他、参考として、副市町村長等にかかる地方自治法の規定を議案の下の部分に掲載しておりますので、ご参照ください。以上で、説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 6 号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** それでは 78 ページをお願いいたします。議案第 6 号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、ご説明します。本案件は、主に児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の改正により、里親のうち、養子縁組によって養親になることを希望しているものについて、養子縁組里親として法定化されたことと、里親に関する定義規程が再編されたことに伴い人事院規則の改正が行われ、これにあわせて育児休業等に関する条例の一部改正を行うものです。

79 ページの新旧対照表における上段は、法定化された養子縁組里親に改正さ

れたもので、79ページの下段から81ページまでは、法律の改正により、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するため、育児休業取得者の範囲を拡大しようとするものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 7 号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは82ページをお願いいたします。議案第 7 号、阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例をご説明いたします。本案件も、主に児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の改正により、里親のうち、養子縁組によって養親になることを希望している者について、養子縁組里親として法定化されたことと、里親に関する定義規程が再編されたことに伴い、人事院規則の改正が行われ、これに合わせて、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正を行うものです。

83ページから84ページにかけて新旧対照表をつけておりますが、これは、議案第 6 号の育児休業等に関する条例の一部改正等に伴い、引用されている条文を改正するものです。以上で説明を終わります。

#### 日程第11 議案第 8 号から日程第15 議案第12号を一括上程

○議長 日程第11、議案第 8 号から日程第15、議案第12号までを一括議題とします。

まず、議案第 8 号、平成29年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは85ページをお願いいたします。議案第 8 号、平成29年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）について、ご説明いたします。今回の補正額は、4 億7,797万 6 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を28億3,697

万 6 千円とするものです。

なお、歳入歳出予算補正及び地方債補正につきましては、別冊補正予算書の第 1 表、及び第 2 表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は 11 ページ、歳出からお願いします。1 款、議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、情報政策費、企画総務費、企画振興費、文書広報費、交通安全対策費、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、固定資産評価審査委員会費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、選挙管理委員会費、選挙啓発費、阿武町長選挙費、阿武町議会議員選挙費、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、農業委員会費、農業政策費、畜産業費、農山漁村女性活動推進費、阿武町西台放牧場管理費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 59 分

再 開 11 時 09 分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、環境保全型農業直接支援対策費、林業政策費、林業管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、単県農山漁村魚礁整備事業費、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、教員住宅管理費、(小) 学校管理費、(小) 教育振興費、(小) 給食センター費、(中) 学校管理費、(中) 教育振興費、(中) 外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、諸支出費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。5 ページ、町税から、総務課長。

(総務課長、歳入補正の概要について説明する。)

○総務課長 第 2 表、地方債補正の追加であります。先ほど申し上げました町道長浜西ヶ畑線道路改良事業及び、町道東方筒尾線道路改良事業に係る過疎対策道路整備事業債の限度額を 700 万円追加して、1,720 万円から 2,420 万円に変更するものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 9 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 それでは議案書の 86 ページをお願いいたします。議案第 9 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について説明します。今回の補正は予算の総額にそれぞれ 75 万 8 千を追加し、予算の総額を 6 億 8,562 万 6 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 10 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 それでは議案書の 87 ページをお願いいたします。議案第 10 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、説明します。今回の補正は、予算の総額にそれぞれ 2 万 7 千円を追加し、予算

の総額を 6,230 万 7 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 11 号、平成 29 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 88 ページをです。議案第 11 号、平成 29 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)について説明します。今回の補正は、予算の総額にそれぞれ 4 千円を追加し、予算の総額を 8,252 万 6 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 12 号、平成 29 年度阿武町介護保健事業特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 89 ページです。議案第 12 号、平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について説明します。今回の補正は、予算の総額に 8 千円を追加し、予算の総額を 6 億 8,810 万 8 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で議案説明を終わります。

## 日程第 16 委員会付託

○議長 日程第 16、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 少し早いようですがここで、昼食のため休憩いたします。なお午後からは、行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をもって午後 1 時には委員会室の方へご参集ください。

休 憩 11 時 48 分

再 開 14 時 00 分

○議長 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。その前に、資料の差し替えがありましたので、総務課長より説明させます。

○総務課長 7 ページの一番下になります。繰越金であります。款、項、目それぞれ繰越金の合計欄が 60,234 となるところが 60,233 となっております。合わせて、9 ページの今度は項、目であります。繰越金の項と目の合計欄が 0234 のところが、0233 となっております。なお、全体の合計は、変更はありません。大変失礼いたしました。

#### 日程第 17 議案第 5 号

○議長 日程第 17、議案第 5 号、阿武町副町長定数条例を議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案第 5 号について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○行財政改革等特別委員会(中野祥太郎) それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 件の内、議案第 5 号、

阿武町副町長定数条例の 1 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

今回副町長を置くことで、人件費が増えることについてはどのように考えておられるか、との質疑があり、町長より答弁があり、県内の状況としては、副町長が居ないのは阿武町だけである、給与と期末手当で 900 万円の人件費がかかるので、総務課長事務取扱兼務を考えている、これにより人件費の増加は 150 万円で済む、との答弁がありました。また、副町長と総務課長との兼務は困難なのでは無かろうかと、兼務に対しての反対意見がありました。町長より、住民に理解を得るには、単独で副町長を置くには、人件費増加による理解を得られないので総務課長と兼務を考えている。ただし、兼務することが困難、或いは住民感情からして問題があれば、今後副町長を単独で置くことも考えている。との答弁がありました。他に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。以上で、議案第 5 号の 1 件について審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。議案第 5 号、阿武町副町長定数条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり

り可決されました。

○議長 以上で本日の議事日程は、全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 14時05分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 小 田 高 正

阿武町議会議員 白 松 博 之